



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第70号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	2

公布された条例等のあらまし

◇社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理（第2条関係）

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

- (1) 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う様式の整理（様式第7号・様式第11号関係）
- (2) その他様式の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第32号

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則（平成5年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第7号（誓約項目）2中⁽²⁵⁾を⁽²⁷⁾とし、⁽²⁴⁾を⁽²⁵⁾とし、その次に次のように加える。

⁽²⁶⁾ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

様式第7号（誓約項目）2⁽²³⁾の次に次のように加える。

⁽²⁴⁾ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

様式第7号（誓約項目）2に次のように加える。

⁽²⁸⁾ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

様式第11号（誓約項目）2中⁽²⁵⁾を⁽²⁷⁾とし、⁽²⁴⁾を⁽²⁵⁾とし、その次に次のように加える。

(26) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

様式第11号（誓約項目）2⁽²³⁾の次に次のように加える。

(24) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

様式第11号（誓約項目）2に次のように加える。

(28) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。